

令和 2 年 4 月から 嘉手納町「産婦健康診査」 を公費負担により実施します。

嘉手納町では、出産後間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後 2 週間及び産後 1 ケ月の産婦健康診査を公費負担により実施します。

対象となる方

嘉手納町に住民登録があり、
令和 2 年 4 月 1 日以降に出産した方で、出産後 8 週間（7 週 6 日）までの産婦さん
※嘉手納町外に転出された方は使用することができません。転出先の市町村へお問い合わせ下さい。

受診票の交付

- ◎令和 2 年 4 月 1 日以降に親子（母子）健康手帳に交付を受ける方
親子（母子）健康手帳交付時に受診票をお渡しします。
- ◎令和 2 年 3 月以前に親子（母子）健康手帳の交付を受けた方
ご自宅に受診票を送付します。

受診の時期と回数

出産後 2 週間頃と 1 か月頃の各 1 回ずつ合計 2 回まで。
（受診票の有効期限は出産後 8 週間（7 週 6 日）です。）

公費負担額

1 回あたり上限 5,000 円（5,000 円を超えた分は自費になります。）

受診方法

「産婦健康診査受診票」と「親子（母子）健康手帳」を嘉手納町が委託している産科・産婦人科医療機関及び助産院の窓口へ提出のうえ、受診してください。

嘉手納町の産婦健康診査委託医療機関等は、嘉手納町ホームページ及び別紙にてご確認ください。

委託医療機関等以外での受診は公費負担と対象とならないことがありますので、事前に希望する医療機関等にてご確認ください。また、沖縄県外の医療機関等で受診される方は事前に嘉手納町子ども家庭課母子保健係までご連絡ください。



お問い合わせ先：嘉手納町役場 子ども家庭課 母子保健係

TEL 098-956-1111（内線：159）